

インボイス制度の概要

令和4年12月

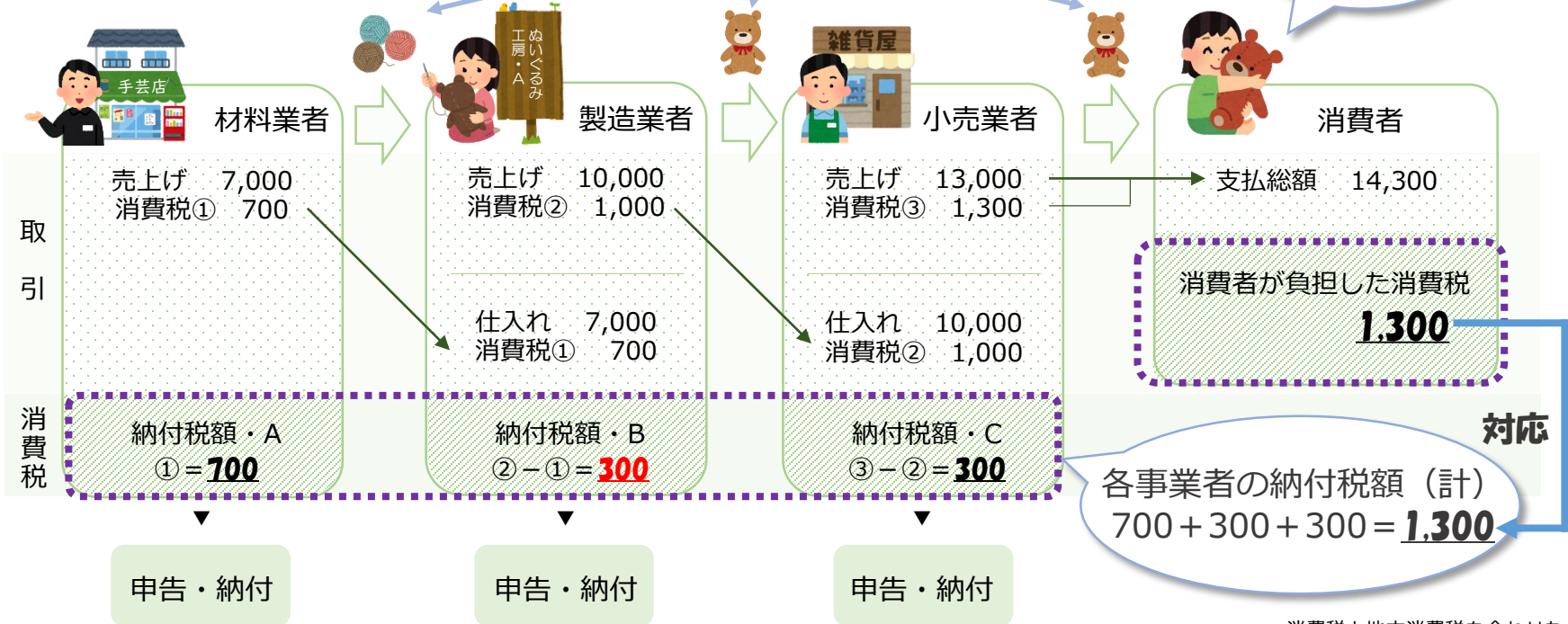
国税庁軽減税率・インボイス制度対応室

○ 消費税の基本的な仕組み

「消費税」の仕組み

取引に対して課税

消費者が負担



事業者が申告・納付

申告・納付が必要な事業者は？

消費税と地方消費税を合わせた税率（10%）で計算しています。（単位：円）

○ 消費税の基本的な仕組み

申告・納付が必要な事業者

例：個人事業者や12月末決算の法人（事業年度1年）

【課税期間】

納付する消費税額の計算の基礎となる期間
原則、個人事業者は暦年、法人は事業年度

【基準期間】

原則、個人事業者は課税期間の前々年、
法人は前々事業年度

X1.1.1～X1.12.31
(基準期間)

X2.1.1～
X2.12.31

X3.1.1～X3.12.31
(課税期間)

前々年の課税
売上高で判断

1,000万円超

課税事業者

1,000万円以下

免税事業者

届出書
提出

選択可能

ポイント

消費税の
申告及び納付
を行う必要

前々年度の売上、
600万円でした！

納付する消費税って、
具体的にどうやって計算するの？

○ 消費税の基本的な仕組み（仕入税額控除）

計算方法

- ・商品の販売
- ・サービスの提供など

- ・商品の仕入れ代金
- ・外注費
- ・事務所の家賃など

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

$$\begin{array}{ccc} \text{売上げの消費税額} & \text{マイナス} & \text{仕入れや経費の消費税額} & = & \text{納付する税額} \\ \text{(売上税額)} & & \text{(仕入税額)} & & \text{(納付税額)} \end{array}$$



疑問！

仕入税額控除ってなに？

ポイント

差し引く計算が
仕入税額控除

ただし…

仕入税額控除には **請求書等**
と帳簿の保存が必要

令和5年
9月まで

現行

区分記載請求書

事業者（免税事業者
含む）が交付するもの

令和5年
10月以降

インボイス
制度後

インボイス

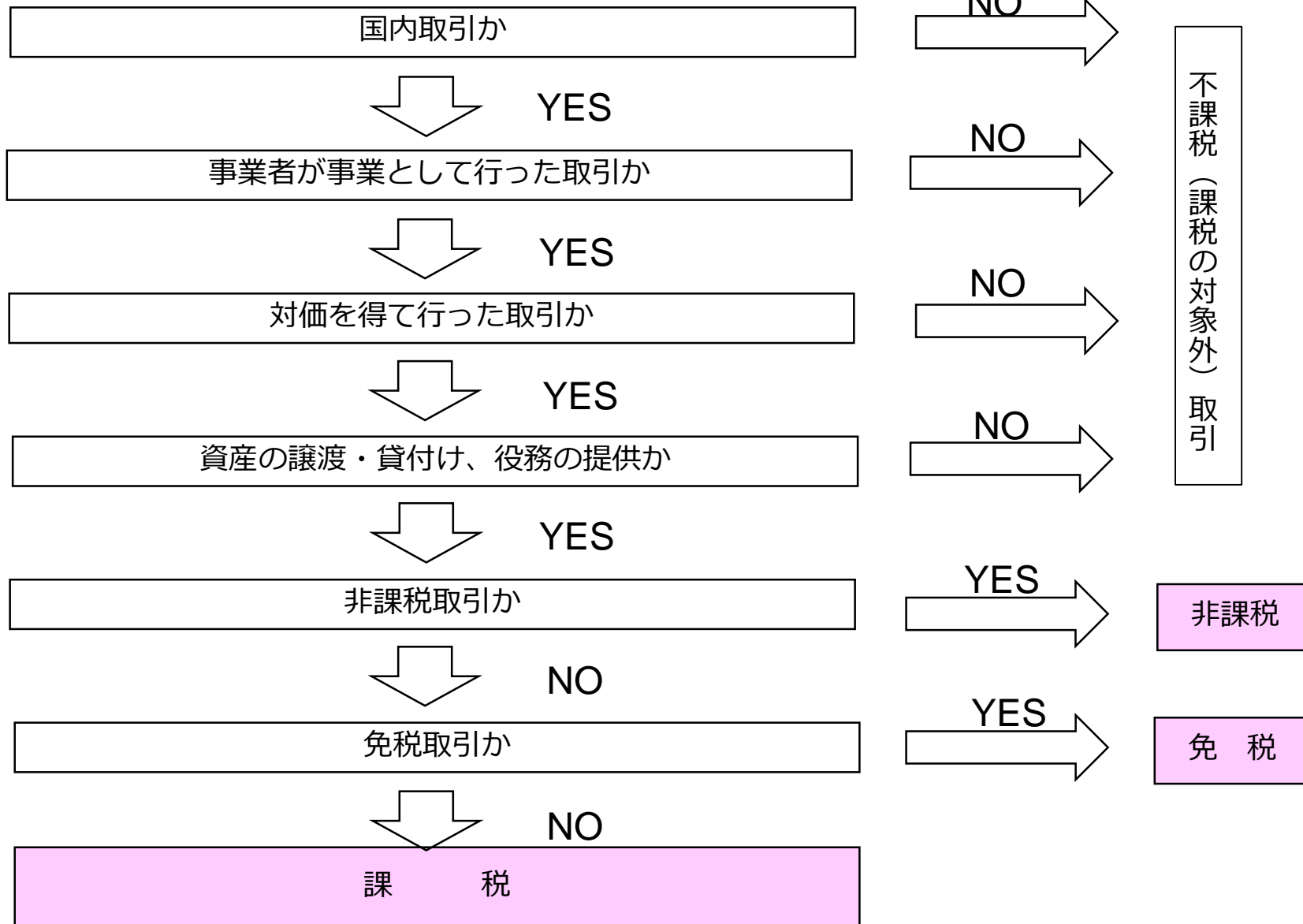
登録を受けたインボイス
発行事業者（課税事業者）
が交付するもの



「インボイス」を
交付するには登録が
必要なんです！

○ 消費税の基本的な仕組み（課税の判定）

課税となるかの判定



○ 消費税の基本的な仕組み（非課税取引）

非課税取引

非課税取引

税の性格から課税対象とすることになじまないもの

- ① 土地の譲渡、土地の貸付け
- ② 有価証券、支払手段などの譲渡
- ③ 利子を対価とする金銭の貸付けなど
- ④-1 郵便切手、印紙などの譲渡
- ④-2 商品券、プリペイドカードなどの譲渡
- ⑤-1 住民票・戸籍抄本の交付等の行政サービス手数料など
- ⑤-2 外国為替など

社会政策的な配慮に基づくもの

- ⑥ 社会保険医療など
- ⑦-1 介護保険法に基づく居宅サービスなど
- ⑦-2 社会福祉事業など
- ⑧ 助産
- ⑨ 埋葬料、火葬料
- ⑩ 身体障害者用物品の譲渡など
- ⑪ 授業料、入学検定料、入学金、施設設備費、在学証明等手数料など
- ⑫ 教科用図書譲渡
- ⑬ 住宅の貸付け

○ 消費税の基本的な仕組み（不課税取引）

不課税取引

- 課税の対象にならない取引とは
国外で行う取引、事業者が事業として行う取引ではない取引（個人事業者が行う生活用資産の譲渡など）、対価性のない取引並びに資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供のいずれにも該当しない取引は、課税の対象にならない。

《具体例》

不 課 税 取 引	給与収入のみの者の自家用車の売却	事業者が事業として行うものではないので、課税されない。
	寄附金、祝金、見舞金、補助金など	一般に対価として授受されるものではないので、原則として課税されない。
	試供品、見本品の提供	無償で提供する限り、課税されない。
	保険金、共済金の受領	資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供のいずれにも該当しない。
	剰余金の配当、出資の分配金など	株主や出資者としての地位に基づいて支払われるものであり課税されない。
	資産の廃棄、盗難、滅失	資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供のいずれにも該当しない。
	損害賠償金	心身又は資産に対して加えられた損害に対するものは課税されない。
	国外取引	国内において行われる取引ではないので、課税の対象とならない。

○ 消費税の基本的な仕組み（課税仕入れ）

課税仕入れとは何か

○ 「課税仕入れ」とは

事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けること。

(注)

- 1 「課税仕入れ」は、「他の者」が事業として資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたと仮定（事業者が事業としてに該当）した場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、消費税が免除されるもの以外のものに限られる。
- 2 「他の者」には、課税事業者に限らず、免税事業者や消費者も含まれる。
- 3 「役務の提供」には、給与等を対価とする役務の提供を含まない。

○ 課税仕入れの範囲、対象

課税仕入れには、課税事業者から資産の譲り受け、借り受け又は役務の提供を受けるもののほか、免税事業者や消費者からのものであってもそれが事業として行われたものであれば、その範囲に入ることとなる。具体的には商品の仕入れのほか、備品、消耗品の購入や貨物自動車、建物等の固定資産の購入も含まれる。ただし、非課税や免税、不課税とされる取引については、課税仕入れには含まない。



「買手」

課税事業者	課税仕入れに 該当
免税事業者	課税仕入れに 該当しない

○ 登録しない場合の取引先への影響



疑問

当社が**登録しないと**
どうなるんだろう・・・



登録をしないと、
売上先（B社）にインボイスを交付できない
そして、売上先（B社）は、インボイスがなければ
仕入税額控除ができない
ということは…

インボイス
制度後



B社 の納付税額

あり

$$\text{③ 1,300円 売上税額} - \text{② 1,000円 仕入税額} = \text{300円 納付税額}$$

これまで
とおり

ポイント

当社（売手）がインボイスを交付した場合
と比べ、**売上先（買手）の納付税額
が大きく**計算されます*

※ 一定期間、経過措置が設けられています（10ページ参照）

なし

$$\text{③ 1,300円 売上税額} - \text{② 0円 仕入税額} = \text{1,300円 納付税額}$$

② 控除不可

登録したら、
申告が必要なんですよ・・・



○ 登録して課税事業者となった場合

疑問

申告って、**どう計算**するの？
売上の10%を納税
しなきゃいけないの？

課税事業者になったとしても、
インボイスを保存し、仕入税額控除を行えば…



仕入先
(材料業者)

7,700円
うち10%相当分※
①700円
※ 取引対価×10/110



A社 当社
(製造業者)

11,000円
うち10%相当分※
②1,000円



B社 売上先
(小売業者)

14,300円
うち10%相当分※
③1,300円



(消費者)

インボイス
制度後

A社 の納付税額

② 1,000円 売上税額
- ① 700円 仕入税額
= 300円 納付税額

控除可

ポイント

納付税額は、売上の10%ではなく、
仕入税額控除後の金額です※

※ 帳簿とインボイスの保存が必要です

+

一定の場合、簡易課税制度を適用する
ことができます

簡易課税制度って
どんな制度だろう・・・

○ 簡易課税制度

▶ 簡易課税制度を選択した場合の計算方法

ポイント

2

インボイスは
保存不要

※ 消費税額は、
税率ごとに区分
して計算する
必要があります。

$$\text{売上げの消費税額} \overset{\text{マイナス}}{-} \text{仕入れや経費の消費税額} = \text{納付する税額}$$

ポイント

1

売上税額が分かれば
納付税額の計算が可能

$$\text{売上げの消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

みなし仕入率は
業種ごとに
決められている

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く。）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除く。）	50%
第六種	不動産業	40%

○ 簡易課税制度

A社さんの
ケース

ぬいぐるみ
製造業



事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第三種	製造業等	70%

ステップ1

$$\begin{array}{rcccl} 1,000\text{円} & \times & 70\% & = & 700\text{円} \\ \text{売上税額} & & \text{みなし仕入率} & & \text{仕入税額} \end{array}$$

ステップ2

$$\begin{array}{rcccl} 1,000\text{円} & - & 700\text{円} & = & 300\text{円} \\ \text{売上税額} & & \text{仕入税額} & & \text{納付税額} \end{array}$$

ポイント

簡易課税制度では、**事務負担の軽減**※を図ることができます

※ 消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要です

ただし… 簡易課税制度を選択する場合の留意点

- 簡易課税制度の適用には、①消費税簡易課税制度選択届出書を事前に提出すること、②基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です
- 簡易課税制度を選択すると…
 - 簡易課税制度を適用せず計算すれば還付となる場合でも、還付を受けることはできません
 - 最低でも2年間の継続適用が必要です

簡易課税制度の仕組み（まとめ）

- 簡易課税制度は、消費税の申告に際して**売上税額のみから計算が可能**であり、仕入れに関する**請求書（インボイス）**や**帳簿の保存が不要**という点において、**事務負担の軽減**を図ることが可能。
- 適用を受けるためには、**基準期間の課税売上高が5,000万円以下**であり、かつ、原則として**課税期間開始前の届出が必要**※となる。

※簡易課税制度を選択した事業者は、2年間以上継続した後でなければ、選択をやめることはできない。

<納税額の計算イメージ>

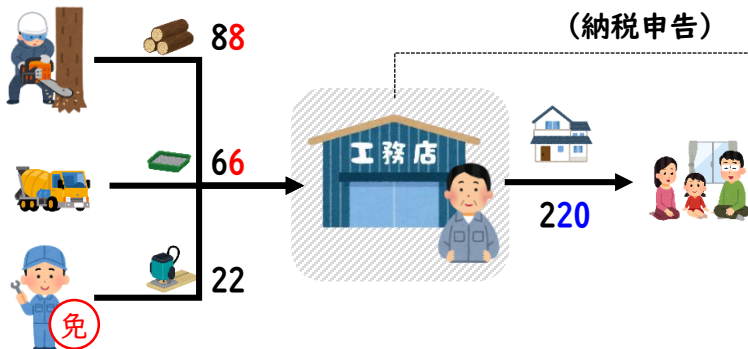
$$\text{売上の消費税額} - \text{仕入の消費税額} = \text{納付税額}$$

$$\text{売上の消費税額} \times \text{みなし仕入率}$$

(みなし仕入率)

第一種 (卸売業)	第二種 (小売業等)	第三種 (製造業等)
90%	80%	70%
第四種 (飲食店業等)	第五種 (サービス業等)	第六種 (不動産業)
60%	50%	40%

例：建設業の場合 ～経過措置（80・50%控除）期間後～
 (金額は税込・適用税率10%・**免**は免税事業者)



【一般課税の場合】

$$\text{売上の消費税額} - \text{仕入の消費税額} = \text{納付税額}$$

$$20 - 8 + 6 + 0 = 6$$

仕入税額の実額計算が必要であり、免税事業者からの仕入れは控除不可

【簡易課税の場合】

$$\text{売上の消費税額} - \text{仕入の消費税額} = \text{納付税額}$$

$$20 - 20 \times 70\% = 6$$

仕入先のステータスに関わらず、売上税額のみから計算が可能

消費税の基本的な仕組み

消費税額の計算方法等

- > 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「**仕入税額控除**」といいます。）計算します※。

- 仕入税額控除の適用を受けるためには、**一定の要件**を満たすことが必要です。

※ 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です。）。

[参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※ (売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【インボイス制度】
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	〔区分記載請求書等保存方式と同様〕
請求書等	区分記載請求書等の保存	インボイス 等の保存

ここが
変わります

○ インボイス制度の概要

インボイス制度とは

- > 複数税率に対応したものとして開始される、仕入税額控除の方式です。

- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「インボイス」等の保存が必要となります。
- 買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

開始時期

- > **令和5年10月1日**に開始されます。

インボイスとは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は問いません。
- インボイスの交付に代えて、電磁的記録（インボイスの記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。

- > インボイスを交付することができるのは、**税務署長の登録を受けた**

「インボイス発行事業者」

に限られます。

- 課税事業者が、登録を受けることができます。

- ※ インボイス発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、インボイスに該当しない請求書等は発行することができます。
- ※ 登録を受けていない事業者が、インボイスと誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

○ インボイス発行事業者となる場合（インボイスの作り方）



疑問

インボイスって
どう作ればいいの？

ポイント

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、**現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージ**です

～ 請求書の対応例 ～

① 交付先の相手方
(売上先) の
氏名又は名称

② 取引年月日

③ 税率ごとに区分して
合計した対価の額及び
適用税率

請求書		
(株)〇〇 御中		▲▲▲▲(株) 登録番号T1234...
日付	品名	金額
11/1	魚 ※	5,000円
11/1	豚肉 ※	10,000円
11/15	割りばし	1,000円
11/29	タオルセット	2,000円
※ 軽減税率対象		
8%対象 15,000円	消費税1,200円	
10%対象 3,000円	消費税 300円	

※ **下線部**は、特に注意する項目です

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知される番号です

④ 売手 (当社) の氏名
又は名称及び**登録番号**

⑤ 取引内容
(軽減税率の対象品目
である旨)

⑥ **税率ごとに区分
した消費税額**

▶ 様式の定めはなく、また手書きであっても、**上記（①から⑥）の記載事項を満たしたものであるればインボイスになります**（請求書に限られません）

▶ 現在売上先に交付している**全ての書類をインボイスに対応する必要はありません**
どの書類を**インボイスとするか**、売上先とも相談しながら**準備を進めましょう**

▶ **売上先が「仕入明細書」などの形で作成する書類も該当します**

○ インボイスの記載事項

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

～令和5年9月

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉 ※	5,400円
：	：
合計	43,600円
(10%対象	22,000円)
(8%対象	21,600円)

※は軽減税率対象

【記載事項】

- ① 請求書発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)
- ⑤ 軽減税率の対象品目である旨
- ⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

【インボイス制度】

令和5年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234…)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛肉 ※	5,400円
：	：
合計	43,600円
10%対象	22,000円 内税 2,000円
8%対象	21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 消費税額

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、**簡易インボイス**を交付することが可能。

(ポイント)

- ・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら“追記”が可能
- ・ 免税事業者でも発行可能
- ・ 区分記載請求書の“交付義務”はありません

(ポイント)

- ・ 交付するインボイスは、これまでの**請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ**(受領者による“追記”は不可)
- ・ **免税事業者は発行不可**(発行するには課税事業者となり税務署長の登録を受ける必要)
- ・ 登録した事業者は、買手の求めに応じて**インボイスの交付義務・写しの保存義務が発生**します

○ インボイスの記載事項

記載に当たっての留意点

Point

仕入明細書等による対応

- インボイス制度においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます（課税仕入れの相手方（売手）において課税資産の譲渡等に該当するものに限ります。）。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの
相手方の登録番号

仕入明細書
«4月分» ○年○月○日

●● (株) 御中
登録番号：T123456… (株) △△
○送付後一定期間内に連絡がない場合確認済とします

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品※	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品※	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
∴	∴	∴	∴	∴
合計		仕入金額	消費税額等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

※印は軽減税率対象商品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能を設ける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

○ インボイスの記載事項

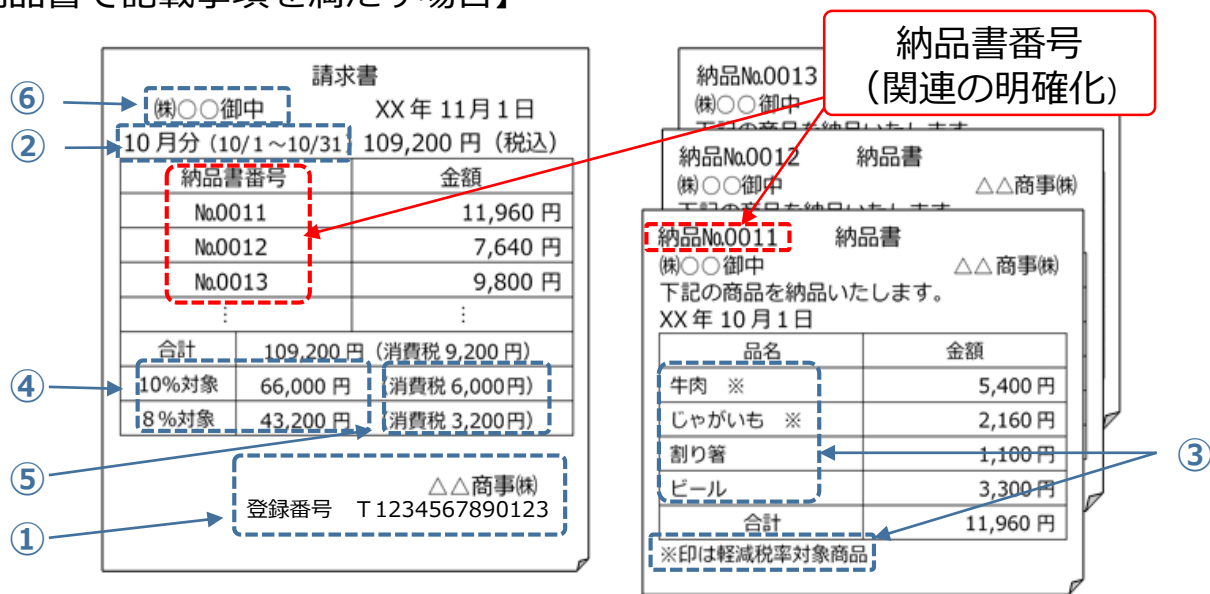
記載に当たっての留意点

Point

複数の書類による対応

- インボイスとは、一定の事項が記載された請求書、納品書等これらに類するものをいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一のインボイスとすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】



記載事項

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

○ 売手の留意点

インボイス発行事業者の義務

> インボイス発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

○ インボイスの交付

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、インボイス（又は簡易インボイス）を交付する

○ 返還インボイスの交付

返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、返還インボイスを交付する

○ 修正したインボイスの交付

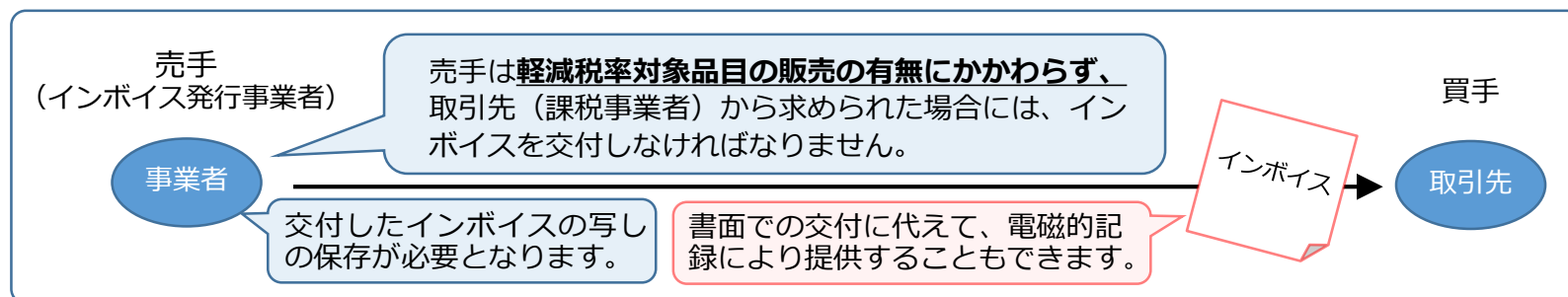
交付したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）に誤りがあった場合に、修正したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）を交付する

○ 写しの保存

交付したインボイス（又は簡易インボイス、返還インボイス）の写しを保存する

※ インボイス発行事業者が、偽りの記載をしたインボイスを交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

※ 業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方がインボイス発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載したインボイスを委託者に代わって交付することも可能。



○ 買手の留意点

仕入税額控除の要件

- > 一定の事項を記載した帳簿及びインボイスなどの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
 - > 免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- 課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。
 - ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【インボイス制度】
帳簿	一定の事項が記載された 帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式 と同様
請求書等	区分記載請求書等 の保存	インボイス 等 の保存

ここが
変わります

Point

簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、インボイスなどの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

○ 買手の留意点

保存が必要となる請求書等の範囲

> 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付するインボイス又は簡易インボイス
- ② 買手が作成する仕入明細書等
(課税仕入れの相手方(売手)において課税資産の譲渡等に該当するもので、インボイスの記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方(売手)の確認を受けたものに限る。)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

適格請求書等保存方式における特例について

- 適格請求書等保存方式においては、原則として帳簿と「適格請求書」などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。また、適格請求書発行事業者（売り手）は、課税事業者の求めに応じて、適格請求書の交付義務が生じる。
- ただし、**事業の性質上、適格請求書を交付することが困難な一定のもの**は、**適格請求書の交付義務が免除**される。
- また、**適格請求書の交付を受けることが困難な一定の場合**は、（売り手の適格請求書交付義務の有無にかかわらず）買い手は**一定の記載をした帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能**となる。

<売り手の特例>

<適格請求書の交付義務免除>

- 卸売市場に委託して行う生鮮食料品等の譲渡
- 農協等における無条件委託・共同計算による農林水産物の譲渡
- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による販売
- 郵便切手を対価とする郵便サービス

<買い手の特例>

<卸売市場、農協等が発行した書類の保存>

- 卸売市場、農協等から行う一定の農林水産物の仕入れ

<帳簿のみ保存>

- 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送
- 3万円未満の自動販売機による購入
- 郵便切手を対価とする郵便サービス
- 適格請求書発行事業者が発行した入場券等で使用時に回収されるもの
- 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等
- 従業員等に支給する出張旅費等

下3つは、売り手の適格請求書交付義務は免除されないが、買い手は帳簿のみ保存で仕入税額控除が可能

≪帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項等≫

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ④ 対価の額
- ⑤ 課税仕入れの相手方の住所又は所在地^(注)
- ⑥ 特例の対象となる旨

(注) 国税庁長官が指定する者に係るものである場合、記載不要

記載例（公共交通機関特例の場合）

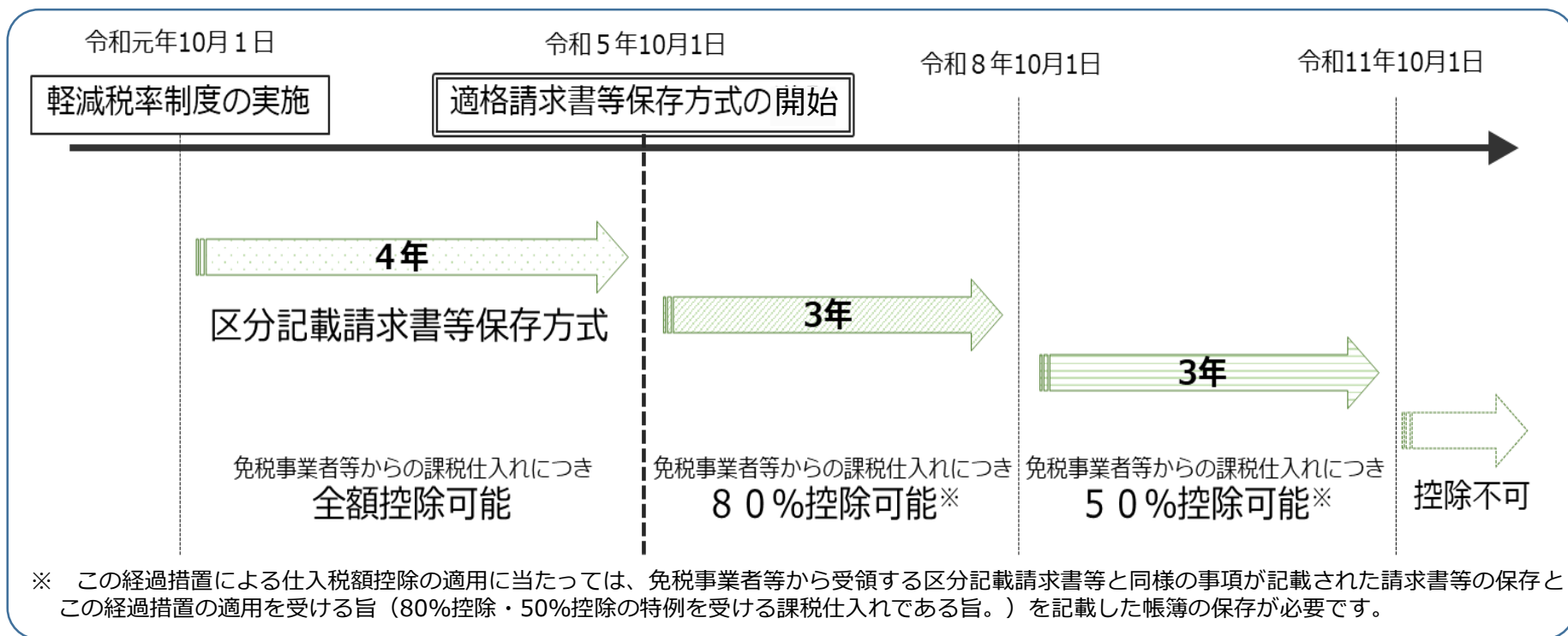
総勘定元帳（仕入）						
XX年 月日	摘要		税区分	借方(円)		
4	3	J R ●●	運賃 公共交通機関	10%	300	
4	4	○○地下鉄	運賃 公共交通機関	10%	300	

※ 公共交通機関特例の対象事業者は、国税庁長官が指定する者になるため、帳簿に住所又は所在地の記載は不要

○ 買手の留意点

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- インボイス制度の開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



○ 登録の判断



疑問

登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？

売上先（買手）からインボイスの交付を求められるか、検討・確認をしてみましょう

- **課税事業者**である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付するインボイスが**必要**です
- 課税事業者であっても**簡易課税制度を選択**している売上先は、インボイスが**不要**です
- **消費者、免税事業者**である売上先は、インボイスが**不要**です

登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう

- 登録を受けた場合は、インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要です
- 登録を受けない場合は、インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません
なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます
(経過措置終了後は控除できません)
(インボイスに該当しない請求書等は交付ができます)
- 必要に応じて、取引先（売上先や仕入先）と価格を含めた取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう
また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます

◆ **登録を受けるかどうかは事業者の任意です**

仕入税額控除に関する経過措置（インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて）

制度開始後**6年間**は、仕入税額の**一定割合を控除**できます（請求書の保存など、要件があります）

【令和5年10月～令和8年9月】80%

【令和8年10月～令和11年9月】50%

参考

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方については、関係省庁連名で、令和4年1月19日付「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省・公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁・国土交通省）が公表されていますので、参考にしてください



○ インボイス発行事業者の登録申請手続

インボイス発行事業者になる（登録を受ける）には

- > インボイス発行事業者の登録申請手続が必要です。
- > 登録は課税事業者が受けることができます。登録を受けなければインボイスを交付できません。登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知および公表が行われます。
 - ① 通知される登録番号の構成は、次のとおりです。
 - 法人番号を有する課税事業者は、T + 法人番号
 - 上記以外の課税事業者（個人事業者及び人格のない社団等）は、T + 13桁の数字
 - ② e-Taxで登録申請し、登録通知について電子データでの通知（電子通知）を希望した場合は、電子データで登録通知が送信されます。その他の場合は、税務署から登録通知書が郵送されます。
 - ③ 公表事項は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で確認することができます。

○ インボイス発行事業者の登録申請手続

Point

登録に当たっての留意点

- インボイス発行事業者になると…
 - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。
 - 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（交付義務）。
- 経過措置の適用を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない（登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間である場合を除きます。）ため、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間の課税売上高にかかわらず、課税事業者として消費税の申告が必要となります。
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。インボイス発行事業者の登録を受けない場合、インボイスを交付できません。また、取引の相手方が消費者、免税事業者や簡易課税制度を選択している課税事業者である場合など、取引先がインボイスを必要としない場合もあります。なお、取引の相手方は、経過措置により一定の期間は、仕入税額の一部が控除できます。

○ インボイス発行事業者となる場合（手続）

▶ 免税事業者の登録申請手続

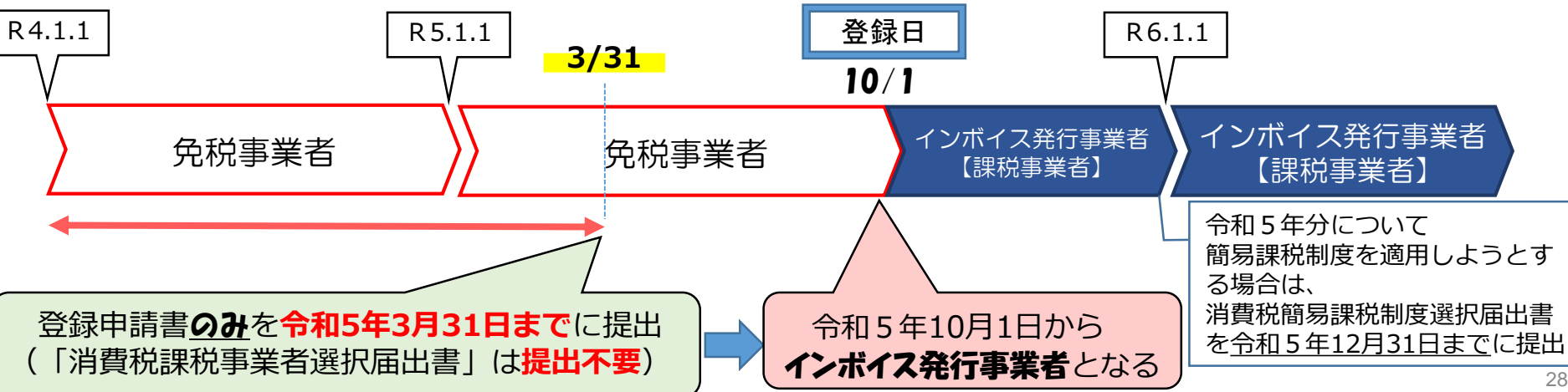
ポイント

- 制度が始まる**令和5年10月1日に登録**を受けようとする場合には、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」（登録申請書）を**令和5年3月31日まで**に提出する必要があります（「**消費税課税事業者選択届出書**」の提出は必要ありません）
- 登録を受けると課税事業者となります。この場合、令和5年10月1日を含む課税期間については、登録日である令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等について、消費税の申告が必要となります
- この場合、**制度開始当初から簡易課税制度を適用**しようとする場合は、「**消費税簡易課税制度選択届出書**」を**令和5年10月1日を含む課税期間の末日まで***に提出する必要があります

※ 個人事業者の場合は、令和5年12月31日まで

※ 課税期間の末日が土・日曜日・祝日等に当たる場合でも、消費税簡易課税制度選択届出書の提出期間は延長されません（適用しようとする課税期間の末日までに提出する必要があります）

《スケジュールイメージ》 個人事業者の例（令和5年10月1日からインボイス発行事業者となる場合）



○ インボイス発行事業者となる場合（手続：根拠規定①）

○ 消費税法

（適格請求書発行事業者の登録等）

第五十七条の二 国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であつて、第五十七条の四第一項に規定する適格請求書の交付をしようとする事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、税務署長の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項本文の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から前項の登録を受けようとするときは、政令で定める日までに、当該申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

3～12 省 略

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則

（適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置）

第四十四条 五年施行日から令和六年三月三十一日までの間のいずれかの日に五年改正規定による改正後の消費税法（以下附則第五十三条までにおいて「新消費税法」という。）第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者は、五年施行日前においても、同条第二項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。ただし、**五年施行日に同条第一項の登録を受けようとする事業者は、五年施行日の六月前の日**（消費税法第九条の二第一項の規定により同法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなる事業者にあつては、五年施行日の三月前の日）**までに、当該申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。**

2・3 省 略

4 **新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者**（登録開始日が五年施行日から五年施行日以後六年を経過する日までの日の属する課税期間中である事業者に限る。）**の当該登録開始日の属する課税期間**（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項から第四項まで、第十二条第一項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十一条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸収分割があつたことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）**のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。**

5 前項の規定の適用を受ける事業者の登録開始日の属する課税期間の翌課税期間から登録開始日以後二年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同法第九条第一項本文の規定は、適用しない。ただし、登録開始日の属する課税期間が五年施行日を含む課税期間である場合は、この限りでない。

6 省 略

○ インボイス発行事業者となる場合（手続：根拠規定②）

令和5年10月1日から登録を受けようとする場合は、原則として、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要がありますが、令和5年3月31日までに登録申請書を提出できなかったことにつき**困難な事情がある場合に、令和5年9月30日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、**税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、令和5年10月1日に登録を受けたこととみなされる措置が設けられています。

○ 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）

（登録申請書の提出等に関する経過措置）

第十五条 二十八年改正法附則第四十四条第一項の規定により五年消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出しようとする事業者が、二十八年改正法附則第四十四条第一項ただし書に規定する五年施行日の六月前の日までに当該申請書を提出することにつき困難な事情がある場合において、当該申請書に当該困難な事情を記載して提出し、五年消費税法第五十七条の二第三項の規定による同条第一項の登録がされたときは、二十八年改正法附則第四十四条第一項ただし書の規定にかかわらず、五年施行日に五年消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けたものとみなす。

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日（令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は登録日から生じます。）から課税事業者となる経過措置が設けられています。

この経過措置の適用を受ける事業者が、**登録日の属する課税期間中に**その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を、納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされます。

したがって、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することにより、その課税期間から、簡易課税制度の適用を受けることができます。

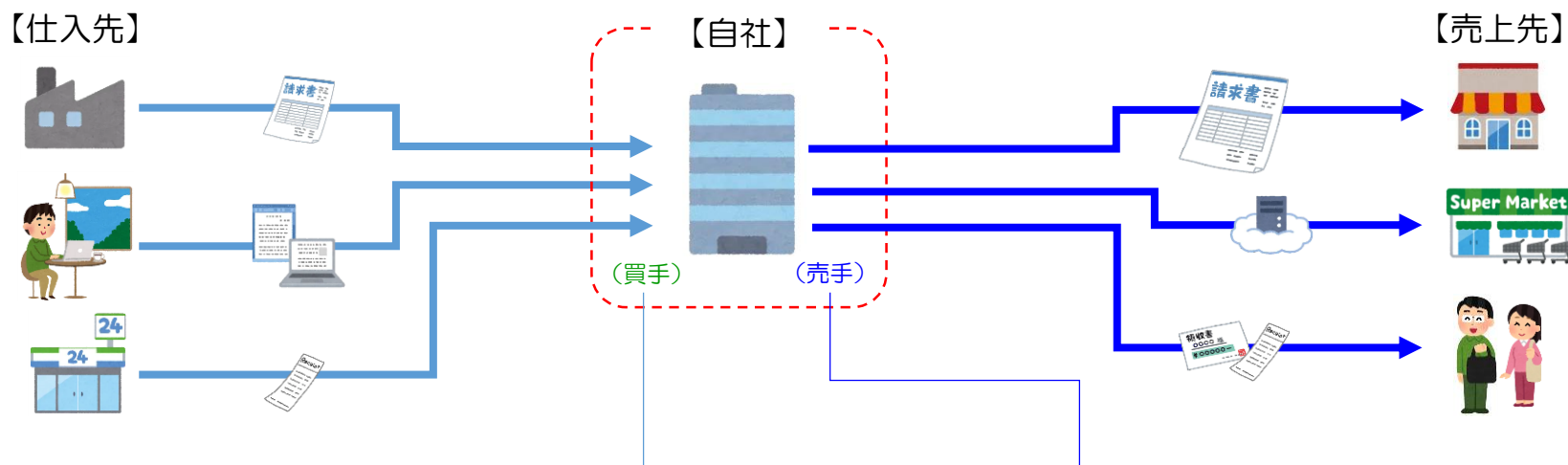
○ 消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第135号）

（仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出に関する経過措置）

第十八条 二十八年改正法附則第四十四条第四項の規定の適用を受ける事業者が、消費税法第三十七条第一項に規定する届出書を登録開始日を含む課税期間中にその納税地を所轄する税務署長に提出した場合において、当該届出書に当該届出書を提出した日の属する課税期間について同項の規定の適用を受ける旨を記載したときは、当該課税期間の初日の前日に当該届出書を当該税務署長に提出したものとみなして、同項の規定を適用する。

○ インボイス制度対応に向けた準備のポイント

- 制度内容の大枠を把握して、**売手と買手のそれぞれの観点**で、必要となる対応を整理・検討し、具体化していくことが準備のポイント



● 買手としての準備・対応の一例

※ 簡易課税を適用すれば、インボイスの保存がなくとも仕入税額控除可能

- 継続的に取引のある仕入先等から**受け取る請求書等**が、**インボイス対応しているか**を確認
- 必要に応じた**取引先への問い合わせ**
- 取引先等と**取引条件を交渉する社員**や**調達に関する社員・部門への周知**

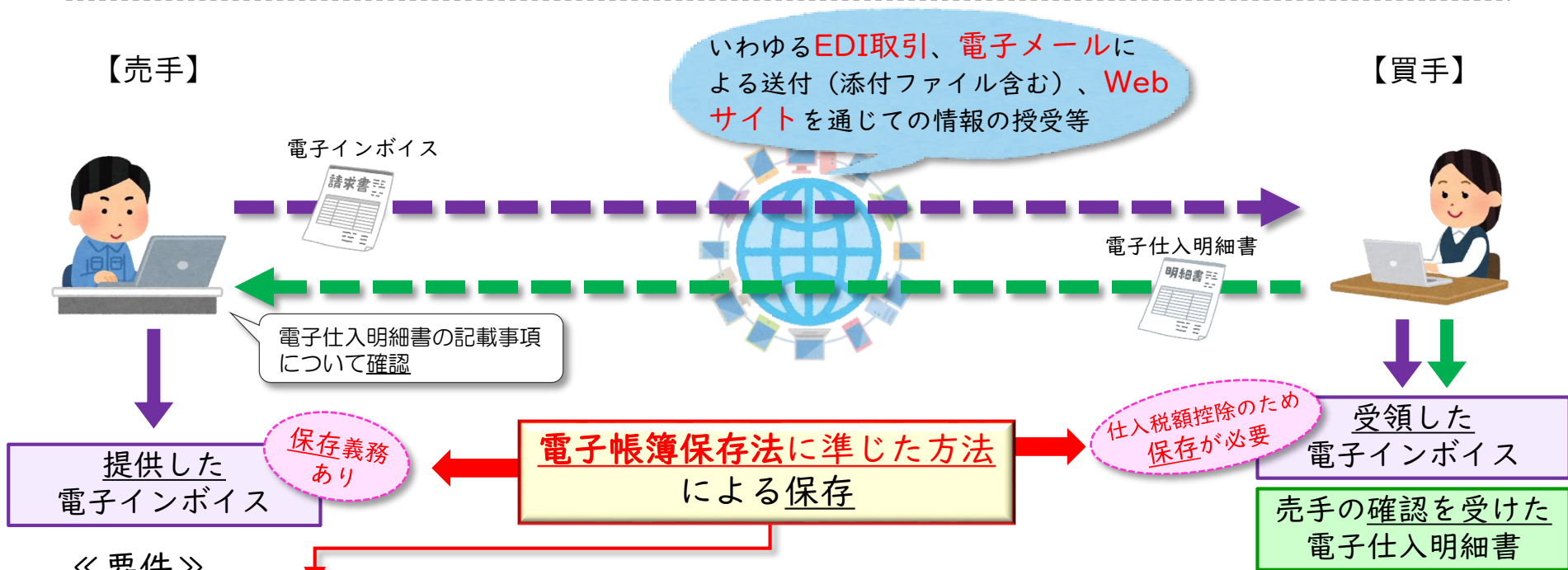
● 売手としての準備・対応の一例

- **インボイス発行事業者となるか**検討・決定
- **自身が作成している書類**（請求書、納品書、レシート）を把握し**何をインボイスとするか**の検討
- どのように見直せば**インボイスとして記載事項を満たすか**を検討
（税率、税額、登録番号の記載や端数処理）
- インボイスの**交付及び保存方法**の検討
（電磁的記録、券売機、レジ、手書きなど）

參考資料

(参考) インボイス等の電磁的記録による提供

- インボイス・返還インボイスといった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- 仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの（電子仕入明細書）を保存することで、仕入税額控除が可能となる。
- 提供した又は受領した電磁的記録については、**電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要**となる。



《要件》

- ① 次のいずれかの措置を行う
 - イ タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う
 - ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す
 - ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する
 - ニ 訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める
 - ② システム概要書等の備付け
 - ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保
 - ④ 検索機能の確保
- (注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

消費税のみの取扱い

(参考) 簡易インボイスの記載事項

インボイスの記載事項

> インボイスに必要な記載事項は、以下のとおりです。

○ 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載されたものであれば、名称を問わず、また、手書きであっても、インボイスに該当します。

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、**簡易インボイス**を交付することができます。

インボイス (適格請求書)

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み) 及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書 △△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

△△商事(株) ← ⑥
①
②
③
④
⑤
③ → * 軽減税率対象

簡易インボイス (適格簡易請求書)

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※又は適用税率

スーパー○○
東京都...
登録番号 T 123456...

XX年11月30日

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
(内 消費税額)		¥24
10%対象		¥550
(内 消費税額)		50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

* 軽減税率対象

①
②
③
④
⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一のインボイスにつき、税率ごとに1回ずつとなります。




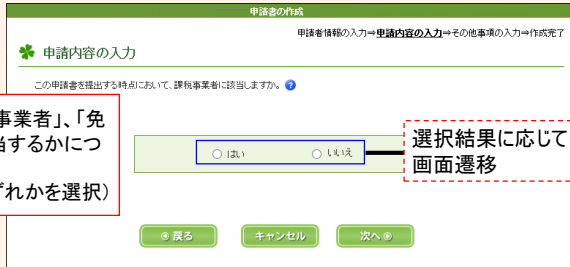
(参考) e-Taxを利用した登録申請

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

- > 個人事業者の方は、スマートフォンからでも申請できます。
 - > 詳しくは、インボイス制度特設サイトの「申請手続」ページをご覧ください。
- (注) e-Taxを利用した登録申請手続には、電子証明書（マイナンバーカード等）が必要です。

申請手続



ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版) 	e-Taxソフト(SP版) 	e-Taxソフト 
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	<p style="text-align: center;">問答形式 (画面イメージはe-Taxソフト(WEB版)のもの)</p> <p>画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>課税事業者用の画面に遷移</p> <p>選択結果に応じて画面遷移</p> <p>免税事業者用の画面に遷移</p> </div> </div> <p>申請時点において「課税事業者」、「免税事業者」のどちらに該当するかについての質問画面 (「はい」、「いいえ」のいずれかを選択)</p>		<p style="text-align: center;">帳票形式</p> <p>書面と同様に各項目に入力するイメージ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">適格請求書発行事業者の登録申請書</p> <p>令和3年12月1日</p> <p>住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地 〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 (電話番号) 03-3581-416F</p> <p>申請 株式会社国税商事</p> <p>〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 (電話番号) 03-3581-416F</p> <p>印刷 株式会社国税商事</p> <p>〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 (電話番号) 03-3581-416F</p> <p>氏名又は名称 株式会社国税商事</p> </div>
利用可能者	法人・個人事業者		個人事業者のみ(※)
代理送信	可能		可能

※ 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)若しくはe-Taxソフトをご利用ください。

(参考) e-Taxを利用した登録申請

登録通知書の受領も、e-Tax（電子データ）で！！

「データ」で受け取ると「書面」に比べてこんなに便利！！

登録申請書をe-Taxで作成する際に「登録通知書の電子通知」に同意すると登録通知をデータで受け取れます。

申請者にとって…

➤ 登録通知が早く受け取れる！

税務署における登録とほぼ同時に受け取れます。

➤ 紛失リスクがない！

登録通知は、通知書等一覧内に保管されるため書面のように紛失リスクがありません(1,900日間保存)。

➤ 取引先への連絡が便利！

メールに登録通知のデータを添付して取引先に連絡することもできます。

関与税理士にとって…

➤ 税理士にもお知らせが届く！

事前にメールアドレスを登録しておけば、関与先の登録通知があったことをメールで関与税理士にもお知らせします。



取引先にとって…

➤ 書面保存が不要！

登録通知を電子データで受領することで書面保管が不要です。

➤ 真正性の確認が可能！

登録通知の電子データに税務署による認証を付しているため、e-Taxソフト又はe-Taxソフト（WEB版）を利用すれば、税務署が作成した改ざんのないデータであることが確認できます。

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。

① 契約



② 取引完了後…



③ よく見ると…

この請求書は、**インボイス番号がない**からAさんは**免税事業者**ということか…！

インボイス番号なし



④ 結果…

Aさん、あなた**免税事業者**なら、**消費税相当額**は払えないなあ…

そ、そんなあ…



➤それ、下請法違反です！

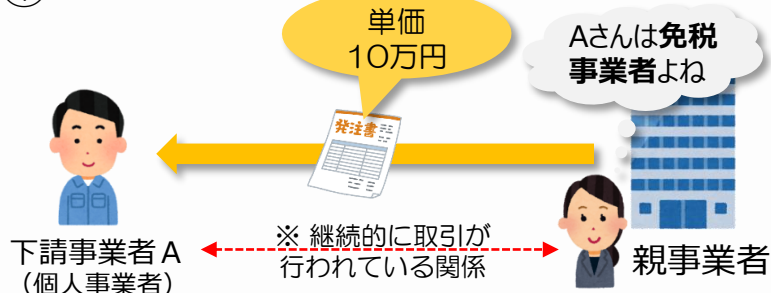
発注者（買手）が下請事業者に対して、**免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為**は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「**下請代金の減額**」として問題になります。



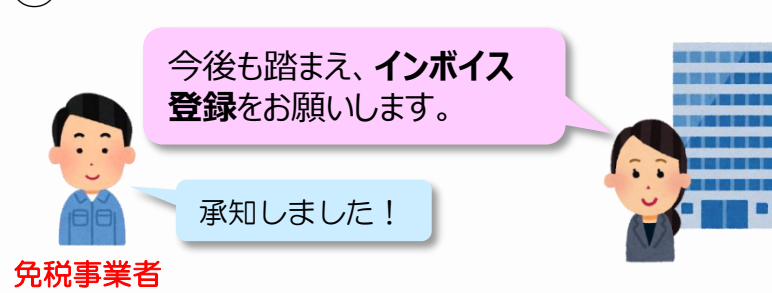
【事例2】

- 継続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行った。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者となったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くこととした。

① 単価交渉及び発注



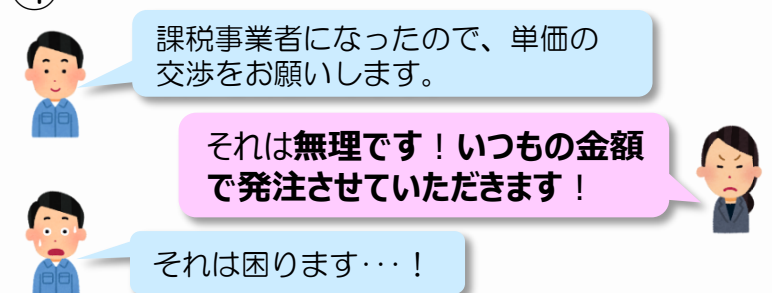
② その後…



③ 課税事業者選択…



④ 次回発注における単価交渉



➤ それ、下請法違反となるおそれがあります！

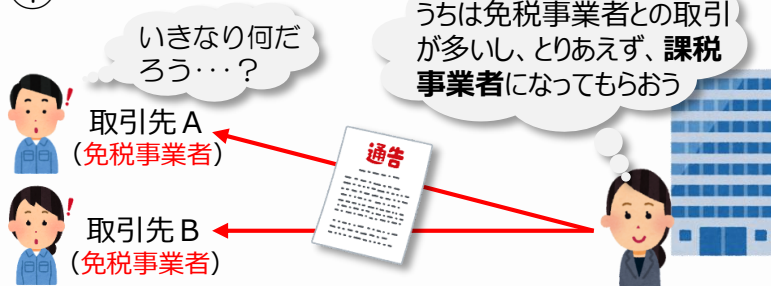


下請事業者が課税事業者になったにもかかわらず、免税事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買ったたき」として問題になるおそれがあります。

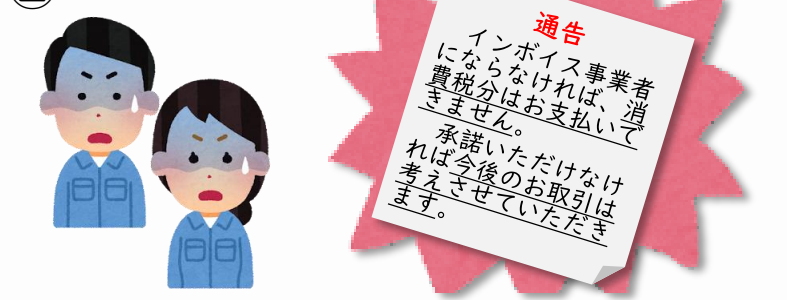
【事例3】

- 課税事業者が、取引先である免税事業者に対して、**課税転換を求めた**。
- その際、「インボイス事業者にならなければ、**消費税分はお支払いできません**。承諾いただければ**今後のお取引は考えさせていただきます**。」という文言を用いて要請を行った。また、**要請に当たっての価格交渉にも応じなかった**。

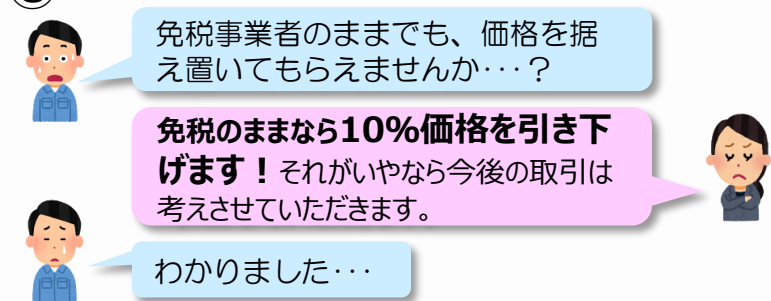
① 要請文書発出



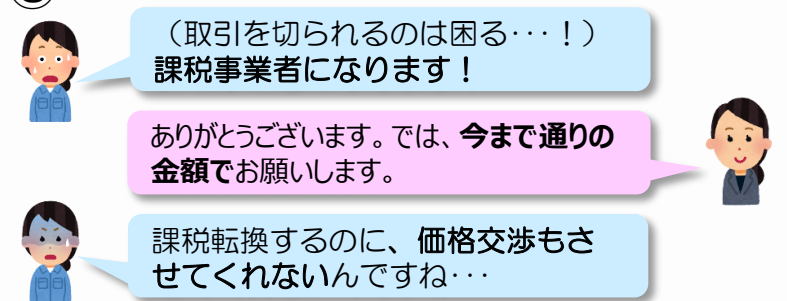
② 要請文書には…



③ 価格交渉（免税事業者のままのAさんの場合）



③' 価格交渉（課税転換するBさんの場合）



➤それ、独占禁止法上問題となるおそれがあります！



課税事業者になるよう要請すること自体は独占禁止法上問題になりませんが、それにとどまらず、**課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる**、それにも**応じなければ取引を打ち切る**などと**一方的に通告する**ことは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。また、**課税事業者となるに際し、価格交渉の場において明示的な協議なしに価格を据え置く場合**も同様です。

インボイス制度への対応に関するQ & Aについて（概要）

インボイス制度に関し、免税事業者やその取引先の対応について考え方を明らかにし、制度への理解を深め、必要な対応をご検討いただく際にご活用いただくことを目的として作成したものです。

インボイス制度で何が変わるのか

Q1 インボイス制度が実施されて、何が変わりますか？

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けることで、インボイスを発行できるようになります。インボイスには消費税額等が記載されるため、その転嫁がしやすくなる面もあると考えられます。事業者は請求書等の記載事項やシステムの改修等への対応が必要となる場合があるところ、改正電子帳簿保存法の活用を図るほか、デジタル化の推進のための専門家派遣やITの導入支援などを行います。

免税事業者への影響

Q2 免税事業者であり続けた場合、必ず取引に影響が生じるのですか？

売上先が、以下のどちらかに該当する場合は、取引への影響は生じないと考えられます。

- ① 売上先が消費者又は免税事業者である場合
 - ② 売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合
- そのほか、消費税が非課税とされるサービス等を提供している事業者に対して、そのサービス等のために必要な物品を販売している場合なども、取引への影響は生じないと考えられます。

Q3 売上先がQ2のいずれにも当てはまらない場合、免税事業者の取引にはどのような影響が生じますか？

免税事業者の取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、インボイス制度の実施後6年間は、仕入税額控除が可能とされています。なお、売上先の意向で取引条件が見直される場合、その方法や内容によっては、売上先は独占禁止法・下請法・建設業法により問題となる可能性があります(Q7参照)。

Q4 免税事業者が課税事業者を選択した場合、何が必要になりますか？

課税事業者を選択した場合、消費税の申告・納税等が必要になりますが、課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度を適用でき、その場合は仕入れの際にインボイスを受け取り、保存する必要はありません。

課税事業者の留意点

Q5 課税事業者は、免税事業者からの仕入れについて、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。簡易課税制度を適用していない場合も、取引への影響に配慮して経過措置が設けられており、免税事業者からの仕入れについても、制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後の3年間は5割を仕入税額控除が可能とされています。また、消費税の性質上、免税事業者も自らの仕入れに係る消費税を負担しており、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があることにも、ご注意ください。

Q6 課税事業者が、新たな相手から仕入れを行う場合、どのようなことに留意すればいいですか？

簡易課税制度を適用している場合は、インボイスを保存しなくても仕入税額控除ができるため、仕入先との関係では留意する必要はありません。また、簡易課税制度を適用していない場合は、取引条件を設定するに当たり、相手がインボイス発行事業者かを確認する必要があると考えられます。免税事業者から仕入れを行う場合は、設定する取引価格が免税事業者を前提としたものであることを、互いに理解しておく必要もあると考えられます。

独占禁止法等において問題となる行為

Q7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか？

1 取引対価の引下げ

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、免税事業者との取引において、仕入税額控除できないことを理由に取引価格の引下げを要請し、再交渉において、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合には、優越的地位の濫用として、独占禁止法上問題となります。

2 商品・役務の成果物の受領拒否等

取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、仕入先から商品を購入する契約をした後において、仕入先がインボイス発行事業者でないことを理由に商品の受領を拒否することは、優越的地位の濫用として問題となります。

3 協賛金等の負担の要請等

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、取引の相手方に別途、協賛金、販売促進費等の名目で金銭の負担を要請することは、当該協賛金等の負担額及びその算出根拠等について、仕入先との間で明確になっておらず、仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などには、優越的地位の濫用として問題となります。

4 購入・利用強制

取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対し、取引価格の据置きを受け入れる代わりに、当該取引に係る商品・役務以外の商品・役務の購入を要請することは、仕入先が事業遂行上必要としない商品・役務であり、又はその購入を希望していないときであったとしても、優越的地位の濫用として問題となります。

5 取引の停止

事業者がどの事業者と取引するかは基本的に自由ですが、取引上の地位が相手方に優越している事業者(買手)が、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者である仕入先に対して、一方的に、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格など著しく低い取引価格を設定し、不当に不利益を与えることとなる場合であって、これに応じない相手方との取引を停止した場合には、独占禁止法上問題となるおそれがあります。

6 登録事業者となるような態様等

課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請すること自体は、独占禁止法上問題となるものではありませんが、それにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなど一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあります。また、課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合についても同様です。

※ 上記において、独占禁止法上問題となるのは、行為者の地位が相手方に優越していること、また、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念して、行為者による要請等を受け入れざるを得ないことが前提となります。

○ 補助金のご案内

○ IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)



リーフレット

IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい
インボイス制度への対応も進めたい
複数社で連携し、DX (デジタルトランスフォーメーション) を進めたい

IT導入補助金が生産性向上を後押しします！

✓ IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

新たにスタートする「デジタル化基盤導入類型」では、
インボイス制度 (2023年10月開始) への対応も見据え
企業間取引のデジタル化を強力に推進します

	通常枠		NEW デジタル化基盤導入枠			
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型	
補助額	30万円 ～ 150万円 未満	150万円 ～ 450万円 以下	5万円 ～ 50万円 以下	50万円超 ～ 350万円	～10万円	～20万円
補助率	1/2以内		3/4以内	2/3以内 (※2)	1/2以内	
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大1年分)、導入関連費		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、ハードウェア購入費			

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります。
(※2)交付の額が50万円超の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、50万円超の金額については2/3。

サービス等生産性向上
IT導入支援事業事務
局ポータルサイト



○ 小規模事業者持続化補助金



リーフレット

販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

「小規模事業者持続化補助金」
が使いやすくなりました

地域を支える小規模事業者の皆様へ

小規模事業者※1等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の
支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額：上限50～200万円

補助率：2/3※2

補助対象：チラシ作成、広告掲載、店舗改装など

類型	通常枠	特別枠				
		成長・分配強化枠		新陳代謝枠		インボイス 枠
		資金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	
補助率	2/3	2/3		2/3		
補助 上限	50万円	200万円				100万円
追加申 請要件	—	裏面をご確認ください				

※1 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、
それ以外の業種の場合20人以下である事業者



商工会地区HP

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、
商工会地区HPを
ご参照ください。



商工会議所地区HP

03-6632-1502



jGrants
(ID取得)

詳細は、それぞれのホームページをご覧ください

各種補助金

【中小企業庁作成】

IT導入補助金の拡充内容（令和3年度補正予算）

会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、ECソフトに補助対象を特化し、補助率を引き上げ

- 補助率を通常の 1 / 2 から 3 / 4 に引き上げ（補助額 5～50万円以下）
- 補助率を通常の 1 / 2 から 2 / 3 に引き上げ（補助額 50万円超～350万円）

クラウド利用料を2年分まとめて補助

昨今のITツールがクラウド化していることを踏まえ、最大2年分のクラウド利用料を補助。

PC・タブレット、レジ・券売機等の購入を補助対象に追加

- PC・タブレット等については、補助上限額10万円、補助率 1 / 2 で支援。
- レジ・券売機等については、補助上限額20万円、補助率 1 / 2 で支援。

複数社連携IT導入類型の創設

- 地域DXの実現や生産性の向上を図るため、複数の中小・小規模事業者が連携して ITツール及びハードウェアを導入する取組を支援する。

インボイス制度導入への対応も見据えつつ、企業間取引のデジタル化を強かに推進。

持続化補助金〈通常枠〉の概要

- ・ 事業者自らが作成した持続的な経営に向けた計画に基づき、販路開拓等の取組や、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化の取組を支援するための経費の一部を補助
- ・ 商工会・商工会議所による助言等の支援を受けながら事業に取り組む

1. 補助対象者（小規模事業者の定義）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	

※常時使用する従業員に経営者、パート、アルバイトは含まれません。

2. 補助上限額

50万円

3. 補助率

2/3

4. 補助対象

販促用チラシ、パンフレット作成、広告掲載、店舗改装、販売拡大のための機械装置の導入、新商品開発、商談会への参加 など

持続化補助金〈インボイス枠〉の新設

- 免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化への対応を支援する上乗せ枠を創設し、補助上限額の引き上げを実施
- **補助上限額100万円、補助率2/3**の新たな申請類型を創設

類型	概要
<u>インボイス枠</u>	<p>○申請要件 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録し、販路開拓の取り組みを行う小規模事業者</p> <p>○補助上限 100万円</p> <p>○補助率 2/3</p>

〈公募スケジュール〉

申請受付開始 : 2022年3月29日(火)
第11回 // : 2023年2月下旬

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。また、令和5年10月1日からインボイス発行事業者になる場合は、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

① 国税庁
ホームページへ



② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

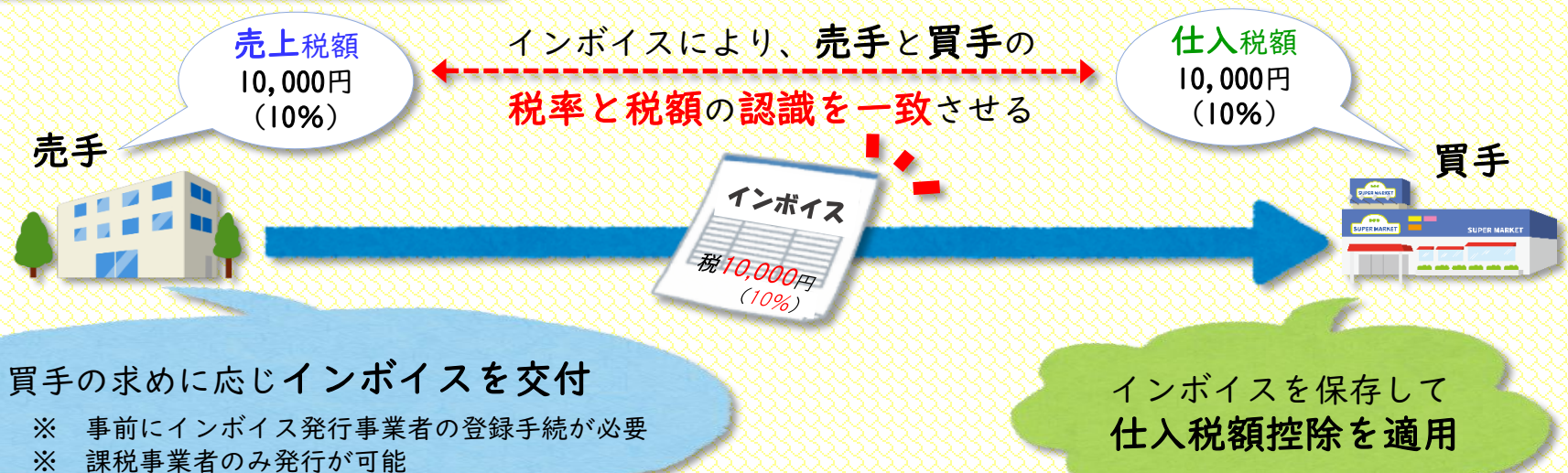
免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会
ホームページへ



インボイス制度の概要

令和5年10月1日～



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（登録編）



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 令和5年10月1日のインボイス制度の開始当初からインボイスを交付する場合は、令和5年3月31日までに、登録申請手続を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に売手としての準備に取りかかりましょう

取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うこととなります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っている伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に買手としての準備に取りかかりましょう

簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

